平成２５年（フ）第４６７号
大阪府柏原市清州２丁目２番５号
債務者　吉田運送こと　吉田　孝一
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４７２号
堺市中区八田西町３丁６番30号　稲本グリーンハイツＡ棟201号
債務者　山中　　英
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４８７号
大阪府松原市大堀３丁目14番９号
債務者　安本佐和子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４９５号
堺市堺区出島町２丁７番63号
債務者　櫨原　延彦
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４９９号
堺市北区新金岡町２丁２番９―306号
債務者　宮田　孝幸
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
高知市大津甲966番地３　コーポいけのうえ101
債務者　髙坂　育美
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４４０号
東京都青梅市今井１丁目494番地の５コリーヌメゾン204
債務者　羽村奈津美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４４４号
東京都八王子市片倉町2043番地１
債務者　安藤　広哲
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７２９号
神奈川県藤沢市藤沢545番地の48　パーク・ノヴァ藤沢1001号室
債務者　松川　通士
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７３３号
愛知県知多郡美浜町大字河和字六反田15番地
１　株式会社豊田自動織機　河和寮１棟205号、申立時の住所横浜市中区西之谷町16番地９　Ｊハイツ１201号室
債務者　菊池　猛志
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７９３号
横浜市旭区白根５丁目27番15号
債務者　富樫　美樹
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８６５号
横浜市戸塚区上倉田町1098番地　スカイパルＣ棟202号
債務者　中村さよ子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７４号
横浜市港北区箕輪町１丁目28番８号　マーベルサイド一番館101
債務者　遠山　　孝
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５６号
横浜市保土ケ谷区狩場町303番地220　アルカディア弐番館202号
債務者　小牧　美香（旧姓安原）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９９９号
神奈川県大和市上和田2681番地　寺ノ上サニーコートⅨ202号
債務者　阿部　達也（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０００号
神奈川県藤沢市弥勒寺３丁目21番16号　第５鶴巻荘16
債務者　唐崎　美和（旧姓東江）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部